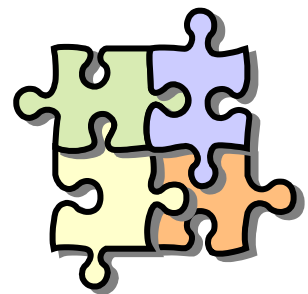


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第4回会議資料

日時:平成14年9月2日(月)午後1時30分から
場所:小松町役場 別館2階ホール



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会第4回会議次第

日時：平成14年9月2日（月）午後1時30分から

場所：小松町役場 別館2階ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

（1）専門部会の開催・分科会の設置状況について

4 議事

協議第5号 合併の期日について（継続協議）

5 法定協議会の設置について

6 閉会

報告事項

(1) 専門部会の開催・分科会の設置状況について

専門部会の開催状況

部 会 名	開 催 日 時	場 所
企 画 部 会	平成14年8月20日 午後5時30分～	西条市役所5階大会議室
財 務 部 会	平成14年8月23日 午後1時30分～	西条市役所5階大会議室
総 務 部 会	平成14年8月21日 午後1時30分～	西条市役所4階402会議室
住 民 部 会	平成14年8月23日 午後1時30分～	西条市役所5階大会議室
環 境 部 会	平成14年8月23日 午後1時30分～	西条市役所5階大会議室
福 祉 部 会	平成14年8月23日 午後1時30分～	西条市役所5階大会議室
産業経済部会	平成14年8月22日 午前9時30分～	西条市役所5階大会議室
都市計画部会	平成14年8月23日 午後1時30分～	西条市役所5階大会議室
建 設 部 会	平成14年8月23日 午後1時30分～	西条市役所5階大会議室
上下水道部会	平成14年8月23日 午後1時30分～	西条市役所5階大会議室
教 育 部 会	平成14年8月22日 午前9時30分～	西条市役所5階大会議室
議会事務局部会	平成14年8月20日 午後5時30分～	西条市役所5階大会議室

分科会の設置状況

専 門 部 会 名	分 科 会 名
企 画 部 会	企画分科会
	電算分科会
財 務 部 会	財政分科会
	管財分科会
	出納分科会
	税務分科会
総 務 部 会	総務分科会
	人事分科会
	消防・防災分科会
住 民 部 会	住民分科会
	国保分科会
環 境 部 会	環境分科会
福 祉 部 会	福祉分科会
	高齢者分科会
	障害者分科会
	社会児童分科会
	介護保険分科会
	保健分科会

専 門 部 会 名	分 科 会 名
産 業 経 済 部 会	農業分科会
	林業分科会
	水産業分科会
	農林土木分科会
	商工労政分科会
	観光分科会
都 市 計 画 部 会	農業委員分科会
	都市計画分科会
建 設 部 会	住宅管理分科会
	建設分科会
上 下 水 道 部 会	水道分科会
	下水道分科会
教 育 部 会	教育総務分科会
	学校教育分科会
	社会教育分科会
	社会体育分科会
	学校給食分科会
	文化会館分科会
	人権・同和教育分科会
議 会 事 務 局 部 会	議会事務局分科会

協議第 5 号

合併の期日について（継続協議：当初提出日 平成 1 4 年 8 月 2 0 日）

上記について、調整方針（案）を別紙のとおり提出する。

平成 1 4 年 9 月 2 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

平成 年 月 日確認

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針（案）

協 議 項 目	合併の期日	関 係 項 目	
調 整 方 針	合併の期日は、平成１６年１１月１日を目標とする。		
留 意 事 項		先 例 地 の 事 例	備 考
1 合併の期日は、合併の基本的事項です。期日決定のポイントは、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、事務事業の一元化調整の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断されるべきです。		平成５年以降に合併した先例地の事例 合併期日 新市名 合併関係市町村数 合併方式 平成５年 ７月１日 飯田市 １市１町 編入 平成６年 １１月１日 ひたちなか市 ２市 新設 平成７年 ９月１日 あきる野市 １市１町 新設 平成１１年 ４月１日 篠山市 ４町 新設 平成１３年 １月１日 新潟市 １市１町 編入 １月２１日 西東京市 ２市 新設 ５月１日 潮来市 ２町 編入 ５月１日 さいたま市 ３市 新設 １１月１５日 大船渡市 １市１町 編入 平成１４年 ４月１日 さぬき市 ５町 新設	
2 先例地事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺えます。従って、合併の期日は、いろいろな条件下で決められるものであり、どの時期が適当かは、一概には言えないものです。 例えば、年度末に近い時期に合併する場合は、通常でも年度末の事務や新年度を迎える事務で多忙な時期に、合併による決算の事務や合併を控えた事務が加わり、混乱を生じることが予想されます。		県内の状況 ○法定協議会 合併期日 協議会名 合併方式 平成１５年 ４月１日(目標) 新居浜市・別子山村 編入 平成１６年 ４月１日(目標) 東宇和・三瓶町 新設 ４月１日(目標) 宇摩 新設 ８月１日(目標) かみうけな 新設 １０月１日(目標) 南宇和 新設 ○任意協議会 平成１６年 １０月１日(目標) 上島 新設 １０月１日(目標) きほく	
3 合併までの協議期間については、先例地の事例を平均すれば、任意協議会と法定協議会を合わせた協議期間は、約２年９ヶ月となっています。また、合併協議が順調に進めば合併は２年でも可能ということが言われています。こうしたことから国が示している協議会運営マニュアルでは、合併準備期間を含めて約２２ヶ月を目安として検討することが提案されています。		☆施行期日集計 （１）日別件数 １／１ … １件 ９／１ … １件 １／２ １ … １件 １０／１ … ３件 ４／１ … ５件 １１／１ … １件 ５／１ … ２件 １１／１ ５ … １件 ７／１ … １件 ８／１ … １件 （２）月別件数 １月… ２件 ７月… １件 ２月… ０件 ８月… １件 ３月… ０件 ９月… １件 ４月… ５件 １０月… ３件 ５月… ２件 １１月… ２件 ６月… ０件 １２月… ０件	

法定協議会の設置について